

平成 30 年度～

老朽木造住宅

除却助成

最大 50 万円

平成 30 年 4 月から、地震による倒壊危険性の高い住宅の除却（解体）と建替えを促進し、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、老朽木造住宅の除却に対し、工事費用の一部を助成します。

耐震コンサルタントによる耐震診断で
『倒壊の危険あり』と判定

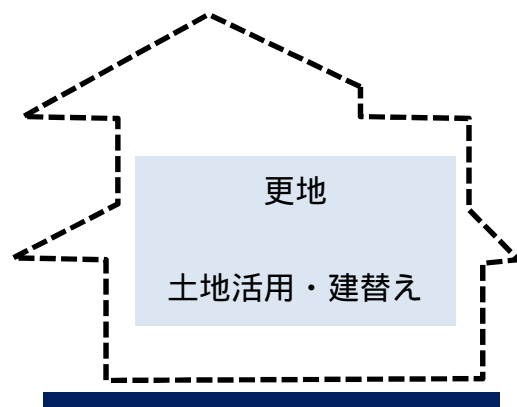


昭和 56 年 5 月以前の老朽木造住宅
（旧耐震基準）

耐震コンサルタントとは・・・区から委託された耐震コンサルタント（建築士）が住宅を直接訪問し、耐震相談やアドバイスを無料で行うものです。ご自宅の「地盤・基礎」、「建物の形」、「壁の配置」、「筋かい」、「老朽度」等を調査し、耐震性能を数値で判定します。



除却費用の助成
（最大 50 万円）



区の助成を受けるには？

まず、耐震コンサルタント（無料）による耐震診断が必要です

1. 対象住宅

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された戸建住宅、長屋、共同住宅
 - ・耐震コンサルタント派遣による簡易診断の結果、耐震性が不十分（評点 1.0 未満）と判定された住宅
 - ・個人が所有する住宅（法人所有は対象外）
 - ・店舗等の部分を備える場合は、住宅部分の面積が延床面積の 2 分の 1 を超える住宅
 - ・耐震改修工事の助成を受けていない住宅
- 区へ申請する前に、除却工事を着工した場合は対象外

2. 対象区域

- ・区内全域
- 不燃化特区及び市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市計画道路事業、木造住宅密集市街地整備促進事業等の施行中又は施行予定区域内で、建物の建替え又は除却に要する費用の助成（補償）を受けると区長が認めるものを除く

3. 助成対象者

- ・対象住宅の所有者または区長が認める助成対象経費を支出する者
- ・住民税を滞納していない者

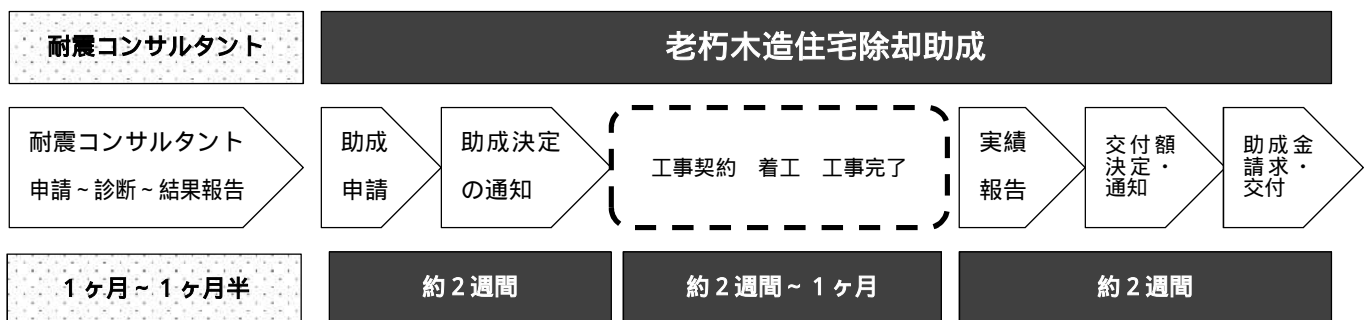
4. 助成対象経費

- ・対象住宅およびこれに付属する工作物の解体除却工事費・解体除却工事後の敷地の整地に要する費用
- 室内残置物・地下埋設物の撤去費用は対象外

5. 助成額

- ・助成対象経費の 2 分の 1
- ・限度額 50 万円（千円未満切り捨て）

手続きのながれ



リバースモーゲージ

「高齢者向け返済特例制度」

除却後、満60歳以上の方が自宅を建替える際の融資制度があります。

問合せ 住宅金融支援機構

電話 0120-0860-35 (総機コールセンター)

問合せ 江戸川区都市開発部
住宅課事業係

電話 5662-6389



戸建て住宅・木造アパートの耐震化・除却に関するご相談はこちらへ
区ホームページにも掲載しています